

介護保険における福祉用具の範囲の考え方について

【現状・課題】

- 介護保険における福祉用具の種目は、平成10年8月24日に開催された第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会において示された「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」を踏まえ、新たな種目・種類の追加や拡充について検討を行ってきたところである。

また、福祉用具の研究開発分野では、経産省・厚労省による介護ロボットの急速な普及拡大を図る「ロボット介護機器開発5ヵ年計画」の実施等により、高度な介護機器の開発が加速化されることが見込まれており、今後、在宅の高齢者の生活にとって有効な様々な機器が実用化されることが想定される。

【論点】

- 介護保険における福祉用具の種目を検討するにあたっては、今後実用化されうる介護ロボットについても、これまで基準として用いてきた「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」を適用することが可能な機器もあると考えられる。

また、これまで想定してこなかった有効性の高い介護ロボットが開発される可能性もあることから、介護保険給付対象とすることが望ましいと考えられる事案が生じた場合については、福祉用具の範囲を具体的に検討していくことをしてはどうか。

- 「介護保険における福祉用具の範囲の考え方」では、判断要素を示しているところであるが、広く一般には分かりにくいと思われるため、具体的な例示等を加え、対象範囲を分かりやすく工夫してはどうか。

※ 例示で示す福祉用具の種目・種類については、これまで要望として挙げられた中から給付の対象になっていないもののうち、代表例として示すことが適切と考えられるものを提示。